

「医師確保計画」等の策定に当たり整理すべき項目（イメージ）

令和元年9月5日医療対策協議会 資料2-2

※ 厚生労働省医政局長通知において、策定する「医師確保計画」等については、各都道府県が策定する医療計画に追加するよう指示されている。

記載箇所	記載項目		現行計画における主な記載内容	現行計画に追加・加筆する事項等	論点等
	現行	改正後			
第1部第1章	基本的事項	基本的事項	—	—	—
第1節	計画改定の趣旨	計画改定の趣旨	・これまでの計画と策定の経緯等について	・改定に係る経過を追記	—
第2節	計画の性格	計画の性格	・医療法第30条の4第1項の規定に法定計画である旨を記載	・記載事項の変更なし	—
第4節	計画の基本理念及び基本目標	計画の基本理念及び基本目標	・基本理念 誰もが等しく良質且つ適切な保健医療福祉サービスを受けられること ・基本目標 身近な地域で質の高い医療を安心して受けられるよう、切れ目のない体制を整備すること	・記載事項の変更なし	—
第5節	計画期間	計画期間	・平成30（2018）年度～平成35（2023）年度までの6年間	・令和2（2020）度から令和5年（2023）度を計画期間とする旨を追記	—
第2部第5章	医療従事者の確保・育成	医療従事者の確保・育成	—	—	—
第1節	医師 ＜現状＞ 1 医師数について 2 医師の養成について	（医師） ＜現状＞ 1 医師数及び医師偏在指標による医師少数区域・医師多数区域等の設定（医師全体・産科・小児科） 2 医師の養成について	・10万人当たりの医師数による、県、県内2次医療圏毎の状況 ・医師不足診療科の状況 ・女性医師数の増加 ・医師の養成について（大学入学定員、地域枠制度の活用）	○現行では、現状、課題、施策に大別して計画しているため、左の区分に基づき、次の項目を追記  ・将来時点（2036年）における必要医師数、偏在対策基準医師数（産科、小児科）の設定 ・医師確保方針 ・目標医師数を達成するための施策（キャリア形成プログラムなど）	・国の方針としては、具体的な対策は、医師偏在指標によるランキングの下位1/3（医師少数地域）のみとし、今回の計画期間においてそれを脱するための対策を講ずることとされている。 ・よって、対策を指標のみを基礎とするのか、10万人あたりの医師数も併記することも含め検討 ・地域医療を担う医師を供給する仕組みとして効果的な取組手法を検討し、地域枠医師をどのように誘導していくか議論
	＜課題＞ 1 医師の養成・確保について 2 勤務環境の改善と医師負担軽減の取組み	＜課題＞ 1 医師偏在指標及び人口10万人あたりの医師数からみた医師の養成確保について 2 本県の医師確保の状況から見た目標医師数について	・医師数は、全国平均より低いこと ・不足する診療科や地域への勤務する地域医療に貢献する医師の確保、養成の必要性 ・新専門医制度による地域医療への影響 ・勤務医の過重労働の緩和の必要性等		
	＜施策＞ 1 医師の養成・確保対策の推進（県、市町村、医療機関・医療関係者・関係機関） 2 勤務環境の改善と医師負担軽減の取組みの推進（県、市町村、医療機関・医療関係者・関係機関）	＜施策＞ 1 医師の養成・確保対策の推進（県、市町村、医療機関・医療関係者・関係機関） 2 勤務環境の改善と医師負担軽減の取組みの推進（県、市町村、医療機関・医療関係者・関係機関）	・地域医療支援センターによる地域枠医師の配置調整 ・自治医科大学出身医師の配置調整 ・医療勤務環境改善支援センターによる勤務環境改善の取組		

記載箇所	記載項目		現行計画における主な記載内容	現行計画に追加・加筆する事項等	論点等
	現行	改正後			
新規	(新規)	<目標> 1 医師偏在指標から導かれる確保すべき目標医師数（医師全体・産科・小児科）	・記載なし	・目標医師数、効果測定の方法の追記	・本県としての目標医師数の設定について議論（現状、医師偏在指標によるランキングが下位1/3以外の都道府県については、現行医師数と目標医師数が同数とされるため）
	(新規)	外来医療に係る医療体制の確保	・記載なし	・外来医師偏在指標を用いた外来医師多数区域の設定 ・新規開業者への情報提供 ・外来医療に関する協議の場について	・外来医療体制の定義も含め、今後どのように検討していくのか議論 ・開業を目指す医師への規制や医療機器の効率的な活用等については、今回の改定では整理できない旨を確認
第4部第1章	計画の推進	計画の推進	—	—	—
第1節	計画の推進体制 1 改定計画の検討経緯 2 計画の推進体制 3 計画の進行管理	計画の推進体制 1 改定計画の検討経緯 2 計画の推進体制 3 計画の進行管理	・計画の推進体制、進行管理について	・改定計画の検討経緯を追記	—